

学位論文題名

社会給付と生存権保障の憲法理論

- 日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心として -

学位論文内容の要旨

本論文は、中華民国（台湾）憲法に明記されている生存権を実質的に保障するために、その権利内容と司法による実効的な権利救済を可能にする違憲審査基準を明らかにするものである。

台湾でも既に、様々な社会給付制度が設けられているが、生存権に関する議論が少ないのみならず、これまでの大法官解釈では、社会保障制度は民生福祉原則等に基礎づけられており、必ずしも憲法 15 条に明記されている生存権から導かれているわけではない。そこで、本論文では、日本およびアメリカの学説や判例を参考にしながら、社会給付制度が憲法における生存権に基礎づけられるべきことを明らかにする。それから、生存権条項の解釈をとおして、権利の内容を明確にし、その内容を実質的に保障するために立法府、行政府および司法府が果たすべき役割、とりわけ司法府の果たすべき役割として適切な違憲審査のあり方を検討する。

本論文は、全 4 章から構成される。第 1 章では、台湾、日本およびアメリカにおける生存権に関する議論や判例の到達点を明らかにするとともに、さらに検討されるべき問題を提示する。第 2 章では、生存権の法的性質を明らかにするために、近代立憲主義が成立してから生存権概念が形成され実定法に明記されるまでの沿革を検証し、現代の社会福祉国家において生存権を保障する必然性を明瞭にする。第 3 章では、台湾における社会給付制度と生存権に関する学説等を概観してその問題点を指摘するとともに、国家による社会保障のあり方を検討する。第 4 章では、司法府がなすべき違憲審査のあり方を明らかにするため、日本とアメリカの生存権に関する判例を概観しながら、台湾の憲法訴訟において適用すべき違憲審査基準について検討する。

日本の近年の学説は柔軟な権利観を持ち、生存権を二層のないし多層的に把握する傾向にあるようである。このような見地からは、生存権に関する憲法訴訟において違憲審査基準を多元的に適用し、司法府にはより厳格な審査基準を適用する余地があると思われる。他方、アメリカ憲法には生存権条項がないため、司法府が果たしうる役割は限られている。しかし、社会保障のコンセンサスを得るために、訴訟当事者の実情に即した審理を試みることで議論を喚起し、立法府による社会保障制度の実現にインセンティブを与える司法審査の手法は、生存権の段階的保障について有益な示唆を提供する。

本論文は、台湾憲法の基本権条項および基本国策条項に生存権とその実施措置が明記されている以上、裁判規範性が認められるとの立場から、社会保障に関する憲法解釈において、大法官は、憲法における生存権の内容を基本権条項と基本国策に応じて一体的に把握し、その内容の具体性に応じて異なる違憲審査基準を適用すべきである、と主張するものである。このことは、社会権が国家能力に応じて段階的に保障されるものと解されていることから支持されると考える。以下に、本論文によってえられた知見をまとめておく。

(1) 是正的・非中立的憲法観

台湾憲法の制定・改正の歴史及び基本権としての生存権、勤労権、教育権の規定の他に、基本国策条項や憲法増補条文に特定の弱者層（農民、労働者、婦女、児童、障害者、貧困者、原住民）の権利を優先的・特別的に保護する旨の文言があることから、台湾憲法は「弱者を優先的に保護

する」という基本精神を明確に示していると考えられるので、立法府及び行政府は、この基本精神に従って、現実社会における構造的な権力（秩序）によって圧迫されている人々、あるいは、政治プロセスに反映されにくい社会的弱者を包摂するように配慮しなければならない。また、基本権を含め、すべての憲法の条文は、公共的な性格および社会的、集団的な「切なる要求（aspiration）」としての性格を有していることから、いわゆる前国家的な権利は、必ずしも優越的な地位を占めているわけではないように思われる。台湾憲法は、社会における現実的な問題に対応するために、権力階層（power hierarchy）の圧迫・排除に対抗・挑戦し、社会的・経済的弱者のエンパワメントを重視した憲法構造であるとするならば、生存権の司法審査には一律に緩やかな審査基準を適用すべき合理的な理由はないということになる。

(2) 生存権と基本国策の一体化の必要性

台湾の憲法学説は、そのほとんどがドイツの憲法理論に影響されているが、そこで示されている社会国原理や基本権の多重機能論は、社会給付の重要性を説きつつも、客観法の枠組みを前提に広汎な立法裁量を認めているため、その規範的効力はきわめて不安定であり、生存権の主観的権利性も認められない。したがって、窮乏に瀕している人民が司法プロセスによって実効的に救済される途を拓く必要がある。そこで、本論文は、基本国策条項における社会保険制度等の規定は、憲法 15 条の生存権を実現するための具体的方途を提示したものと解し、社会給付請求権を憲法における主観的権利として基礎づけるために、基本権条項の生存権と基本国策条項を一体化して把握しなければならない、と主張する。

(3) 社会給付を憲法的に基礎づける生存権

大法官解釈は、社会給付請求権を認めているが、憲法 15 条の生存権に基礎づけていないため、貧困者の保護措置が財産権や契約自由の原則と衝突する場合には、当該措置を違憲としており、憲法の要請にしたがって社会福祉を増進させようとする立法を阻害してしまっている。そこで、本論文は、社会給付請求権を憲法における生存権に基礎づけ、同じ憲法から導かれる財産権や契約自由の原則にも対抗しうるものである、と主張する。

(4) 多層的・複合的な生存権の権利構造

生存権の権利構造を複合的・多層的に把握し、それぞれの内容を確定するとともに、それぞれが異なる規範的効力を有していることを明らかにする。「積極的な生命保護」と「最低限度の生活保障」については、その水準を客観的に確定しうることを主張する。最低限度の保障の程度が客観的に定まるものならば、その判断は司法府でも適切になしうるのであるから、これらは主観的権利であって、司法による厳格な審査に服すべきある、と結論づける。他方、「より快適な生活の追求」は動的な概念であり、「憲法委託」のような客観法的枠組みで把握してもよいように思われる。もっとも、いずれも立法不作為の違憲訴訟を提起しうる、と主張する。

(5) 生存権の最大化実現化と立法裁量論の権利促進機能

国民経済の発展に応じた生存権の段階的保障を憲法に基礎づけるためには、「国家からの自由」を前提に「人権のパンチ力」を維持しようと試みる「切り札としての人権論」よりも、基本権の実現の最大化を図る理論を構成するべきである。このことは、憲法 15 条の生存権条項だけでなく、22 条の包括的条項や「人間の尊厳」からも導かれる。権利主体を拡大し、社会福祉を重要な公共的価値とし、社会的弱者を包摂しうる人権保障のあり方を確立することにより、司法審査における審査基準もより厳格化しうる。立法裁量を前提とする司法審査においても、立法府での審議過程において社会的弱者に適切な配慮がなされたかどうかを狭く（narrow）深く（deep）引導的な司法審査をすることにより、生存権の段階的保障を促進できるように思われる。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 常 本 照 樹
副 査 教 授 岡 田 信 弘
副 査 教 授 笹 田 栄 司

学 位 論 文 題 名

社会給付と生存権保障の憲法理論

－日本・アメリカ・台湾の司法審査を中心として－

本論文は、台湾において生存権を実質的に保障することを目的として、中華民国（台湾）憲法が規定する生存権の権利内容と司法による実効的な権利救済を可能にする違憲審査のあり方を明らかにしようとするものである。

本論文は、第1章において、台湾、日本およびアメリカにおける生存権に関する議論や判例の到達点を明らかにするとともに、検討すべき課題を提示する。第2章では、生存権の法的性質を明らかにするために、生存権概念の歴史的沿革を検証し、現代の福祉国家において生存権を保障する必然性を明らかにする。第3章では、台湾における社会給付制度と生存権に関する学説等の問題点を指摘するとともに、国家による社会保障のあり方を検討する。第4章では、日本とアメリカの関連判例を概観しながら、台湾の憲法裁判における違憲審査のあり方について検討する。

本論文は、台湾憲法の基本権条項および基本国策条項に生存権とその実施措置が明記されている以上、裁判規範性が認められるとの立場に立脚し、社会保障に関する憲法解釈において、大法官は、基本権条項と基本国策を一体的に解釈することにより憲法における生存権の内容を把握し、その内容の具体性に依りて異なる違憲審査基準を適用すべきと主張するものである。このような見地から本論文の到達した結論は下記のようにまとめられる。

(1) 是正的・非中立的憲法観

台湾憲法には特定の弱者層（農民、労働者、婦女、児童、障害者、貧困者、原住民）の権利を優先かつ特別に保護する旨の文言があることから、台湾憲法は「弱者のエンパワメント」を基本精神として考えるべきであり、立法府及び行政府は、これに従って、現実社会における構造的な権力（秩序）によって圧迫されている人々、あるいは、政治プロセスに反映されにくい社会的弱者を包摂するように配慮しなければならない。生存権の司法審査についても一律に緩やかな審査基準を適用すべき合理的な理由はない。

(2) 生存権と基本国策の一体的把握

台湾の憲法学説の多くはドイツ憲法理論に影響されているが、そこでの社会国原理や基本権の多重機能論は、社会給付の重要性を説きつつも、客観法の枠組を前提に広汎な立法裁量を認めているため、規範的効力は不安定である。そこで、本論文は、基本国策条項における社会保険制度等の規定は、憲法15条の生存権を実現するための具体的方途を提示したものと解し、両者を一体的に把握することによって、主観的権利としての社会給付請求権の実効的司法救済の途を拓く。

(3) 社会給付の憲法的基礎づけ

大法官解釈は、社会給付請求権を憲法15条の生存権に基礎づけていないため、貧困者の保護措置が財産権や契約自由の原則と衝突する場合には、当該措置を違憲としており、社会福祉立法

を阻害している。そこで、本論文は、社会給付請求権を憲法の生存権に基礎づけ、同じ憲法から導かれる財産権や契約自由の原則にも対抗しうるものであると主張する。

(4) 多層的な生存権の権利構造

生存権の構造を3層に把握し、「積極的な生命保護」と「最低限度の生活保障」は、その水準を客観的に確定しうるから、これらは主観的権利として司法による厳格な審査に服すべきあるが、「より快適な生活の追求」は動態的な概念であり、「憲法委託」のような客観法的枠組みで把握してもよいとする。もっとも、いずれの場合も立法不作為の違憲訴訟を提起しうる、と主張する。

(5) 生存権の可及的実現と立法裁量論の権利促進機能

生存権の段階的保障を憲法に基礎づけるためには、基本権の実現の最大化を図る理論を構成するべきである。このことは、憲法15条だけでなく、22条や「人間の尊厳」からも導かれる。権利主体を拡大し、社会福祉を重要な公共的価値とし、社会的弱者を包摂しうる人権保障を確立することにより、違憲審査もより厳格化しうる。立法裁量を前提とする司法審査においても、立法院での審議過程において社会的弱者に適切な配慮がなされたかどうかを実質的に審査することにより、生存権の段階的保障を促進できると主張する。

生存権に関する日本の学説は、最高裁における極めて消極的な姿勢の下、いわゆる抽象的権利説がながく通説的地位を占めてきたが、近時、少子高齢化などにより社会保障政策が変動期に入っているのを背景に、生存権の憲法的構成を巡る議論が再び活発化しつつあり、「健康で文化的な最低限度の生活」を明らかに下回る場合には具体的な金銭給付を請求することができるとする「文字通りの具体的権利説」なども主張されるようになってきている。他方、合衆国憲法には生存権条項がないが、判例は平等保護条項やデュープロセス条項などを活用することにより生存の実質的保障を目指し、学説においては財産権類似の権利としての生存権を主張するものなども見られる。本論文は、これらの日米の学説・判例を丹念に渉猟し、さらに、台湾において強い影響力を持つドイツの憲法状況もフォローするなど、極めて豊富な情報量を誇るとともに、台湾における生存権の憲法的権利としての地位を確立しようという意図も明確に示されている意欲的作品であり、上記5点の主張も日米の成果を的確に取り入れ、台湾の状況に適合した主張を行っていると言える。

検討対象としている判例、法制度及び学説については、母国である台湾のものについては文字通り包括的・網羅的に取上げ、検討を尽くしており、アメリカ及び日本についても関連資料を丹念に読み込んで詳細な描写を行っており、制度及び理論を理解する能力が十分に備わっていること、並びに、留学生としては非常に高度な日本語の読解・表現能力及び英語の十分な理解力を身につけていることが示されている。そして、かかる比較研究をふまえ、今後、自ら示した方向性に沿って、主観的権利としての生存権を台湾において確立するために必要な見通しと研究能力も今回十分に示されたということが出来る。

他方、今回取り上げている膨大な情報を十二分に消化し切れているか、また、実質的な繰り返しが散見され、内容を十分に整理できていないのではないか、などの懸念や、台湾における理論状況を批判的に検討するに急で、自らの主張を支える理論の提示の仕方についてはなお検討の余地もあるのではないかと疑問もあったため、口述試験では通常よりも時間をかけて慎重に検討を行ったが、質疑には概ね的確に応答し、その中で自らの主張について一貫した思考を示すことができたので、文章表現や内容的整理等の問題については今後の改善に期待できると考え、審査担当者全員一致で、課程博士の学位を授与するのが適当であると判断した。